

平成 30 年 5 月 16 日

法務省入国管理局入国在留課  
厚生労働省海外人材育成担当参事官室  
外国人技能実習機構技能実習部

## 東京電力福島第一原子力発電所における技能実習の取扱いについて

技能実習生が、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内において作業に従事していた旨、本年 5 月 1 日付けの毎日新聞等により報道されました。

技能実習法上、同発電所敷地内における技能実習の取扱いについては、以下のとおりです。

福島第一原子力発電所の敷地内については、

- ①廃炉事業の進捗に伴い、線量計等の着用や特別教育等が必要となる放射線に係る管理区域として設定されうる状況にあり、このような環境は安定的・継続的な技能実習を行う実習環境としては適当ではないと認められること
- ②同発電所敷地内において東京電力が発注する事業は、全て廃炉に関するものであり、一般的に海外で発生しうるものではないこと、また、東京電力自体が当該事業につき技能実習生が従事することを認めていないことから、適切な技能実習が実施される環境下にあるとは認められないこと

から、技能実習法における技能実習計画の認定に関しては、技能実習法施行規則第 10 条第 2 項第 2 号イに適合しないものとする。

### <技能実習法施行規則>

#### 第 10 条第 2 項第 2 号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないこと。